

寄附講座・共同研究講座へのよくある質問

関係する条番号 (寄附／共同)	質問	回答
――	寄附講座と共同研究講座の違いはなんですか	<p>(研究成果の取扱い)</p> <p>寄附：ご寄附いただいた経費を元に、本学単独で研究を行いますので、本学単独の成果となります。</p> <p>共同：共同で研究を行うことから、共有することとなります。</p> <p>(法人税法上の取扱い)</p> <p>寄附：損金に算入され、税金はかかりません。</p> <p>共同：要件を満たした場合、特別試験研究費税額控除制度の適用を受けることができます。</p> <p>(消費税法上の取扱い)</p> <p>寄附：不課税取引となります。</p> <p>共同：課税取引となります。そのため、経費を積算する際に、人件費や外国旅費などについて消費税相当額を上乗せいただく必要があります。</p>
――	これらと包括連携との違いはなんですか	<p>包括連携は、企業と大学が連携協定を結び、様々な分野で共同研究や人材交流を行います。企業と大学が持つ資源を最大限に活用して、双方の発展を目指すものです。</p>
第2条・第4条・第10条	共同研究講座と共同研究の違いはなんですか	<p>共同研究講座：大学内に研究組織を設置し、大学教員と企業の研究者とが共通の課題について共同して研究を行うものです。企業の名称を講座名に付したり（いわゆる冠講座）、企業の研究者を大学へ派遣し大学の教員となつていただくことができます。</p> <p>共同研究：大学の既存の研究組織・教員と、共同して研究を行うものです。</p>
第3条	寄附（共同研究）講座と寄附（共同）研究部門の違いはなんですか	<p>設置しようとする先の組織の違いです。</p> <p>講座：研究科に設置するもの</p> <p>部門：それ以外のセンターなどに設置するもの cf.) 学則第14条～第15条</p>
第5条第2項	講座の設置申請の時	履歴書の提出を省略いただいて構いません。

	点で、担当教員が確定していない場合はどうすれば良いですか	
第5条・第13条	概要7「寄附金の使途」はどのように記せば良いでしょうか	<p>年度／費目（物品費、人件費、旅費、その他）ごとに、大まかな使途の内訳をお示してください。参考様式はこちらです。</p> <p>なお、寄附講座は経費の2%を管理経費といたします（自治体を除く）。詳しくは教育研究活性化支援経費の説明をご覧ください。</p> <p>また、共同研究講座においても、概要を把握するため使途内訳の提出をお願いする場合があります。</p>
第8条／第9条	期間について定めはありますか	<p>上限下限ともに定めはありませんが、単発の寄附や共同研究ではなく、講座等を設置するという趣旨に鑑みご判断ください。なお、過去の実績としては3～5年程度で初回の設置を行うことが多いです。</p>
第10条	企業の研究者を派遣して特命教員とする場合の選考基準はどのようになりますか	<p>「国立大学法人神戸大学教員選考基準」が定められておりますので、特命職員であっても教員として採用する場合は、原則、それに基づき選考いただきます。ただし、それぞれの分野の専門性や特性等も考慮し、本学の会議体で審議の上、承認される必要があります。</p>
第10条	特命教員はフルタイム勤務でなければなりませんか	<p>産学連携を推進するために、例えばクロスアポイントメント制を適用することなどが考えられます。</p> <p>例えば、経済産業省・文部科学省『クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】』（2020年）第4章では、共同研究講座においてクロスアポイントメントを実施している事例が紹介されています。</p>
第11条	職務に学生指導は含まれますか	<p>講座：受入教員や研究科の方針によって、講義や論文指導などを担当いただく可能性があります。</p> <p>部門：研究科（教育組織）ではないため、学生指導は含まれません。</p>

第 13 条	教員研究室・実験室は割り当てられますか	受入部局で検討することとなります。また、企業向けに競争的スペースの公募をしていることがあります。募集の時期・条件等は、受入部局等の事務部を通じてご相談ください。 また、当該スペースの部屋代、光熱水費等については、受け入れた経費から支払うこととなります。
第 13 条	教員の給与の相場はどれくらいですか	参考として、本学の平均給与については こちら から確認できます。ただし、企業から当該講座へ出向いただく場合は、企業での給与額なども加味して算定することがあります。
第 8 条・第 14 条 ／第 9 条・第 14 条	「大きく変更しようとする場合」や「重大な変更を加える場合」とはどのようなものですか	講座の運営に大きな影響を生じる場合として、例えば以下のような事例が挙げられます。 ・名称の変更 ・設置期間の変更（延長を含む） ・経費の負担総額の <u>減少</u> このような例に該当しない場合、例えば経費の負担総額を増加させる場合などの手続きは、設置の例によることなく、 寄附金受入規則 又は 共同研究取扱規程 に基づき、手続きを行ってください。

2023.4 作成